

柏翔支部 1・21 結成大会を開催

個人の力では限界 組合結成で職場の改善目指す

全国一般阪神地協

行
2020年
3月6日
第99号

自治労全国一般
兵庫地方労働組合
阪神地区協議会
教宣部

尼崎市竹谷町2-183
リベル3F
TEL(06)6435-8719
E-mail:
h-chikyou@tigers-net.jp

めで、これから法人側と
交渉し、話し合いを通じ
て、一歩ずつ前進してい
きたいと思います。
私たちは、労働諸条件

の改善をはじめ、認定こ
ども園における教育・保
育の質の向上とともに、
いきたいと思いますので、
よろしくお願ひいたします。

これから、組合員の皆さ
んとともに活動を進めて
いきたいと思いますので、
よろしくお願ひいたします。

2020春闘への決意

要求貫徹 納得出来る闘いをします

こそベース
アッズ 要求
我々阪急
阪神電気シ
ステム支部は、201
5春闘のベースアップ
以降更なるベースアップ
を勝ち取るため再三
要求を行つてきました
がベースアップが実現
されていない状況です。

その間、業務量が増え
え労働環境が悪くなる
ことがベースアップが実現
されていない状況です。

昨年10月には消費税
増税があり、組合員の
生活を守るために今年
度も団体交渉を行つて
います。それでも園は、出勤簿捺印
による時間管理しか行つ
ていないにもかかわら
ず、適正に管理していく
との回答で、タイム
カード等による時間管
理・未払い残業の支払
は、勝手に残業した分
についても、誠意あ
る対応がみられません
でした。

そこで組合員全員が
2018年度1・2月
分の残業代の請求を行
いました。それでも園
は、勝手に残業した分
についても、誠意あ
る対応がみられません
でした。

いについても、誠意あ
る対応がみられません
でした。

そこで組合員全員が
2018年度1・2月
分の残業代の請求を行
いました。それでも園
は、勝手に残業した分
についても、誠意あ
る対応がみられません
でした。

そこで組合員全員が
2019年12月に支
給となりました。し
かし、以降の残業代に
ついては、労働の実態
を調査中であるとのこ
とで、支払うつもりが
あるのかが見えてきま
せん。又、36協定の締
結は「園側の就業規則

2020春闘への決意



上田竜也委員長

020年1月21
日に柏翔会支部
役員選出手続で、初代委
員長に選出され
ました上田竜也

民営化に伴い、
公立保育所の
法人柏翔会が認
定こども園「ミ



結成大会に結集した組合員の皆さん

大幅賃上げで10%増税ぶっ飛ばせ

賃金を少しでも多く獲
得することができれば、
組合員の生活も潤つてい
きます。

19春闘では、
されて、私達の生活に重
きのしかかつています。
また2%の賃上げがあつ
くの賃上げを勝ち取り、
たといえ、要求とは大
きくかけ離れています。

20春闘では少しでも多
くのしかかつています。
また2%の賃上げがあつ
くの賃上げを勝ち取り、
たといえ、要求とは大
きくかけ離れています。

約10年ぶりにおよそ2%
の賃上げとなりました。
しかしながら昨年10月
から消費税が10%に増税
され、粘り強く交渉してい
ます。

20春闘では少しでも多
くの賃上げを勝ち取り、
たといえ、要求とは大
きくかけ離れています。

書記長 齊藤純一

職場代表選 大差の勝利 春闘も力一杯闘います

日々生活を送ることが出
来るよう会社側に強く訴
え、粘り強く交渉してい
きたいと考えております。

20春闘では少しでも多
くの賃上げを勝ち取り、
たといえ、要求とは大
きくかけ離れています。

20春闘をともに頑張っ
ていただきましょう。

富士レジン工業支部
委員長 森 光美

我が支部では、団体交
渉の場で何度も残業代
の請求を行つてきました。
た。園は、出勤簿捺印
による時間管理しか行つ
ていないにもかかわら
ず、適正に管理していく
との回答で、タイム
カード等による時間管
理・未払い残業の支払
は、勝手に残業した分
についても、誠意あ
る対応がみられません
でした。

そこで組合員全員が
2018年度1・2月
分の残業代の請求を行
いました。それでも園
は、勝手に残業した分
についても、誠意あ
る対応がみられません
でした。

そこで組合員全員が
2019年12月に支
給となりました。し
かし、以降の残業代に
ついては、労働の実態
を調査中であるとのこ
とで、支払うつもりが
あるのかが見えてきま
せん。又、36協定の締
結は「園側の就業規則

に記載してある通り、
変形労働時間制を記載
する形式でなければ認
める事はできない。」
「職員代表の選挙を行
う」と言われ、9月に
行われた職員代表選挙
において、組合を代表
として委員長が、園の
代表者との投票で大差
勝利となりました。20

トーア支部

当支部では結成以来、賃金の引き上げ（主として基本給）、退職金の増額等々に取り組んできました。その結果、毎年極めて微増ではあります、なんとか有

額回答を引き出してきました。しかしながら、基本給が同業他社平均の、最低水準にも達しない現状では、満足できる成果をあげていいとはいえません。

更に組合員の減少（現在2名）と明るい材料に乏しい当支部で

たが、冒頭の大坂労働者弁護団の藤原先生による働き方改革の課題・同一労働同一賃金に関する講演を興味深く拝聴し、春闘方針案提起のために付随する1月25日（土）に実施されました「全国一般兵庫2020春闘討論集会・臨時大会」に出席させて頂きました。

これを当然であるかのように社員に押し付けたこれまで振り返り、改めて衝撃を覚えました。

社員の連帯必要

同時にこうした現状に、私たち労働側の意識の低さや社員間の連帯の弱さに対する忸怩たる感情が湧き上がつて

きたのも事実であり、大いに反省させられる場ともなりました。

何もかも初めてのことで、要求書の作成からして手探りの状況で、自分たちにとって都合の良い理論を振りかざし、あまつさえそ

20年4月1日、同一労働同一賃金の関連法が施行される（中小企業は21年4月1日）。『パート・有期法』『改正労働派遣法』、そして法ではないが「同一労働同一賃金ガイドライン」だ。

简单に言えば、パートタイマー、有期雇用労働者、派遣労働者の賃金・待遇について、正社員との均等・均衡を図るべし、といふものである。

同一労働同一賃金の本來の意味（国際基準）は、性別、年齢、人種の違いにかかわりなく、ともかく仕事が同じなら賃金も同じということだが、今回の改正は非正社員と正社員の均等・均衡のみであり、極めて限定的だ。こんな

非正社員の待遇改善を

考えています。これもまた厳しい交渉が予想されますが、皆様のご指導、ご支援のもと、粘り強く交渉を進める所存です。団結して共に頑張りましょう。

副委員長 高田 雅寿

定年・組合員も組合員に

私ども浜学園支部にとって、初陣となる2020春闘に向け、以下、決意表明いたしました。

去る1月25日（土）に実施されました「全国一般兵庫2020春闘討論集会・臨時大会」に出席させて頂きました。

も、組合員の範囲を同様に決めている場合もあります。

組合員の範囲は組合が自主的に決めるものに

みなさんは支部の組合規約をみたことがありますか。特に組合員の範囲に関する規定を確認してみてください。

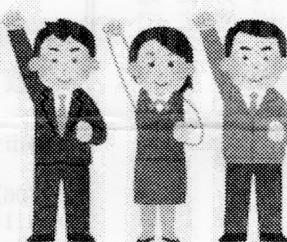
「定年60歳を超えたたら組合員から外れる」といった規定になつていませんか。

労働組合は、労働者であれば誰でも組合員とすることができるも

のであつて、組合員の範囲をどのように定めるかは、労働組合が自ら的に決めるべきものとなっています。

は、65歳定年制を見据えて、希望者全員を65歳まで継続雇用するなどの雇用確保措置の実施を義務付けています。

59歳時の50%まで減額するなどの企業が多く



ところが現状は、法律を無視して60歳定年後の雇用を拒否したり、

60歳以降の者の雇用環境は極めて不安定な状況に置かれています。

60歳未満が多くの雇用期間は1年未満が多く、労働条件についても個人ではあまりにも非力です。

この機会に、組合員

は増し、職場の信頼を得ることができ、非正社員の組合加入も期待できます。

労働組合がやるべきことは、改正法等を武器に非正社員の待遇改善を行い、無期雇用転換を進めることだ。本気で取り組めば労組の存在感は

得ることで、職場の信頼を得ることができます。

非正社員に一時金を全く支給しないのは不當、言つても、改正法やガイドライン、最近の判例などに照らせば、

非正社員に一時金を全く支給しないのは不當、言つても、改正法やガイドライン、最近の判例などに照らせば、

た類だ。ガイドラインは正社員の条件を引き下げ均等・均衡を図つてはならない」と明記しているのだが、公務員の場合、今回の改正は非正社員と正社員の均等・均衡のみであります。

4月から非正規公務員（会計年度任用職員）全員に一時金を支給する制度とするにあたり、そのぶん基本給を引き下げるといった改悪が行われている。本来範を垂れるべき政府・自治体が、悪質な脱法行為をしているのだ。

た類だ。ガイドラインは正社員の条件を引き下げ均等・均衡を図つてはならない」と明記しているのだが、公務員の場合、今回の改正は非正社員と正社員の均等・均衡のみであります。

た類だ。ガイドラインは正社員の条件を引き下げ均等・均衡を図つてはならない」と明記しているのだが、公務員の場合、今回の改正は非正社員と正社員の均等・均衡のみであります。

た類だ。ガイドラインは正社員の条件を引き下げ均等・均衡を図つてはならない」と明記しているのだが、公務員の場合、今回の改正は非正社員と正社員の均等・均衡のみであります。

同一労働同一賃金

期待できる内容が多い。だが、4月施行を前にして気になる動きもある。例えば正社員のみに支給していた住宅手当や家族手当を廃止して、非正社員と「均等」にするといつ

ひろばユニオン
20年1月号
扉のことば